

**KEIRIN**

00

広報 **KEIRIN**

競輪第34号  
(毎月1回発行)

発行  
財団法人JKA  
競輪広報グループ  
東京都千代田区  
六番町4番地6  
電話 03(3239)9420



「KEIRINグランプリ2010」で優勝した村上博幸選手

目	次
今月のトピックス	競輪自転車の登録更新.....9
村上博幸が優勝 KEIRIN グランプリ 2010	競輪選手の出場あっせん保留 .....9
新田祐大が優勝 SS カップみのり 2010	先頭誘導選手の認定・認定更新・認定抹消 ..... 10
深谷知広が優勝 ヤンググランプリ 2010	平成 22 年度第 2 回競輪検車員認定試験合格者の競 輪検車員認定 ..... 11
年間取得賞金ベスト 10 決まる	平成 23 年 1 月競輪出場あっせん状況 ..... 12
2 月の競輪開催日程..... 2	平成 23 年 1 月開催出場あっせん概況表 ..... 12
年頭所感 経済産業大臣 大島章宏..... 3	平成 23 年 1 月開催競輪選手需給状況表 ..... 12
新年のご挨拶 財団法人 JKA 会長 下重暁子 ..... 6	平成 23 年 2 月競輪出場あっせん計画 ..... 13
「短期登録選手制度に関する業務の方法の特例に 関する規程」変更の認可について..... 7	平成 23 年 2 月開催競輪選手需給計画表 ..... 13
競輪選手の登録事項の変更..... 8	登録・認定数等..... 13
競輪選手の登録消除 ..... 8	車券売上状況 (12 月分) ..... 14
競輪選手の特別昇班.....9	

今月のトピックス

村上博幸が優勝「KEIRIN グランプリ 2010」

「KEIRIN グランプリ 2010」は 12 月 30 日、立川競輪場で行われ、初出場の村上博幸(京都)が優勝した。村上は優勝賞金 1 億円(副賞含む)を獲得、年間獲得賞金を 2 億 3793 万 8200 円として、初の賞金王にもなった。2 着には微差で山崎芳仁(福島)、3 着には伏見俊昭(福島)が入った。

新田祐大が優勝「SS カップみのり 2010」

「SS カップみのり 2010」(G I)は 12 月 29 日、立川競輪場で行われ、新田祐大(福島)が優勝し、賞金 1100 万円(副賞含む)を獲得した。2 着には成田和也(福島)、3 着には佐藤慎太郎(福島)が入った。

深谷知広が優勝「ヤンググランプリ 2010」

「ヤンググランプリ 2010」(G II)は 12 月 28 日、立川競輪場で行われ、深谷知広(愛知)が優勝し、賞金 400 万円(副賞含む)を獲得した。2 着には水谷好宏(滋賀)、3 着には三谷将太(滋賀)が入った。

年間取得賞金ベスト 10 決まる

2010 年(1~12 月)の取得賞金が確定した。グランプリを制した村上博幸をトップに村上義弘(京都)、山崎芳仁、市田佳寿浩(福井)の 4 選手が 1 億円を超えた。以下、武田豊樹(茨城)、海老根恵太(千葉)、伏見俊昭、佐藤友和(岩手)、山口幸二(岐阜)、神山雄一郎(栃木)がベスト 10 入りした。

KEIRIN グランプリ 2010 成績  
= 12 月 30 日立川 11R・先頭固定競走 2825m =

着順	枠番	車番	選手名	年令	登録	上がり着差
1	⑤	⑦	村上 博幸	31	京都	11秒6
2	③	③	山崎 芳仁	31	福島	微差
3	⑥	⑨	伏見 俊昭	34	福島	1 輪
4	④	④	市田佳寿浩	35	福井	3/4 身
5	④	⑤	海老根恵太	33	千葉	1/2 輪
6	①	①	武田 豊樹	36	茨城	1 身
7	②	②	村上 義弘	36	京都	3/4 身
7	⑤	⑥	佐藤 友和	27	岩手	3/4 身
9	⑥	⑧	平原 康多	28	埼玉	3/4 身

- ▽決め手 = 差し
- ▽2 枠複③-⑤ 1,880 円①①
- ▽2 車単⑦-③ 6,550 円③③
- ▽3 連単⑦③⑨ 35,710 円⑤⑤



(写真提供 共同通信社)

2 月 の 競 輪 開 催 日 程

函 館 休 止	伊 東 (4~6)	玉 野 (10~12)【26~28】
青 森 休 止	静 岡 (11~14)(19~21)	広 島 【23~25】
いわき平【23~25】	豊 橋 (4~6)【16~18】【25~27】	防 府 【1~3】
弥 彦 休 止	一 宮 【15~17】(23~25)	高 松 (1/31~2)(19~22)
前 橋 (16~18)(26~28)	名古屋【8~10】	観音寺【8~10】
取 手 (2~4)(10~12)【26~28】	岐 阜 【1/31~2】(18~20)	小松島(1~3)(25~27)
宇都宮(1~3)(25~27)	大 垣 (26~28)	高 知 (7~9)(15~17)
大 宮 【1/31~2】【15~17】	松 阪 (10~12)(16~18)	松 山 (ナ4~6)【ナ15~17】
西武園【8~10】	四日市(ナ1/31~2)(ナ7~9)(ナ21~23)	小 倉 (M4・5)【ナ18~20】(ナ25~27)
京王閣(7~9)	富 山 休 止	別 府 休 止
立 川 (18~20)(26~28)	福 井 休 止	武 雄 【7~9】(26~28)
松 戸 【7~9】(18~20)	大 津 【15~17】	佐世保(1/31~2)(15~17)
千 葉 (1~3)【25~27】	奈 良 【1~3】【8~10】(26~28)	久留米【ナ1~3】(ナ10~12)
川 崎 【1~3】【15~17】	向 日 町 (10~12)(23~25)	熊 本 (7~9)(16~18)【25~27】
平 塚 (8~10)(26~28)	和歌山(7~9)(18~20)【26~28】	
小田原(22~24)	岸和田(15~17)	

- (注) 1. 太字は F I 以上の開催をあらわす。(【 】は F I を表す)  
 2. 太字のナはナイター競輪をあらわす。  
 3. 小倉、2 月 4 日~5 日(F II)の M はミッドナイト競輪の実施をあらわす。

# 謹 賀 新 年

## 年 頭 所 感

平成 23 年 元旦



経済産業大臣 大島 章宏

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

昨年の内閣改造で、経済産業大臣を拝命いたしました。16 年前に政務次官を務めて以来、経済産業行政の任に当たるのは 2 度目となります。今日の日本経済の状況をしっかりと見据え、経済社会に山積する様々な課題を解決するため、心を引き締めて、全力で対処してまいります。本年も皆様の一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

まず、我が国経済は、景気が自律的な回復に至らない中で、急激な円高の進行や海外経済の減速等によってこのところ足踏み状態にあり、さらに景気が下押しされるリスクも存在しています。こうした厳しい経済状況に対応するため、政府として「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策」を取りまとめ、予備費 9200 億円、さらに補正予算 5.1 兆円を投入する等、切れ目なく対策を講じてまいりました。

経済産業省としても、円高・デフレ状況に対する緊急的な対応である「ステップ 1」として、低炭素型雇用創出産業の国内立地を促進するための 1100 億円規模の支援措置や、夢と希望のある若者の就職を応援するための事業等、雇用や投資の基盤づくりを実施しております。

さらに、景気や雇用動向を踏まえた機動的・弾力的な対応である「ステップ 2」として、中小企業の資金繰り支援、エコポイント等による足下の需要喚起、レアアース対策や研究開発プロジェクトの加速、イノベーション拠点立地支援などを盛り込みました。中小企業や地域経済の活性化、新成長戦略の推進、中長期的な成長基盤の整備といった目標に向けて、様々な対策を講じてまいりました。

これら即効性のある施策を着実かつ迅速に実施し、景気の下支えと回復に万全を期してまいります。

次に、来年度の経済対策について申し上げます。平成 23 年度は、新成長戦略の本格実施である「ステップ 3」により、デフレ脱却と雇用を起点とした中長期的な経済成長を目指す年度です。

そのため、経済産業省が特に力を入れてきたのは、国内投資を促進し、新たな雇用を創出するための「日本国内投資促進プログラム」の策定です。産業界や労働界、国や地方自治体が一体となって議論を行った結果、それぞれの課題や対応策を取りまとめることができました。

政府としては、「成長促進型」政策の推進を宣言し、世界水準の投資・事業活動基盤の整備や、需要・投資先の開拓を行うことを決めました。

具体的には、税制改正大綱の取りまとめに当たり、新成長戦略の大きな柱でもある法人実効税率について、第一歩として、企業の実質的な負担減になる形で、5%引き下げることとしました。同時に、「アジア拠点化推進税制」の創設も明記し、雇用創出や投資拡大に効果的なグローバル企業の研究開発拠点等を国内に呼び込むため、思い切った税制優遇措置を講じることとしました。

これらの施策は、「日本国内投資促進プログラム」で政府として対応すると約束したものであり、経済成長や雇用確保を実現することを狙った税制改正です。産業界の皆様におかれましては、「守りの経営」から「攻めの経営」に転換していただき、是非とも積極的な国内投資を行い、質の高い雇用を生み出していただくよう期待しております。

次に、対外経済政策について申し上げます。我が国は、国土が狭く、資源も乏しい国家であるため、国全体を豊かにするためには外国との貿易が必要不可欠です。これからも豊かで安心できる経済生活を送るためには、保護主義を押し、自由貿易を推進しなくてはなりません。昨年の横浜APECでは、私もWTOドーハ・ラウンド妥結や保護主義の抑止に貢献していくことを主張し、最終的に取りまとめられた「横浜ビジョン」では、2011年が交渉妥結に重要な「機会の窓」であることが確認されました。交渉妥結に向け尽力してまいります。

国際貿易ルール全体を強化する一方、成長する諸外国の活力を取り込むためにも、二国間の経済連携に関する交渉や情報収集を活発に行うことも重要です。政府としては昨年11月に、我が国の主要国・地域との経済連携推進の基本となる「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定しており、「国を開く」決意の下、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を力強く進めていくことに全力を挙げて取り組んでまいります。

横浜APECでは、FTAAPの実現に向けて各国が努力していくことで合意されました。ただし、各国がそれぞれ国内対策を充実させるとともに、国民の皆様の御理解を求めなければならぬのは言うまでもありません。経済産業省は、日本国内における農林水産業の強化が必要と考え、「農業産業化支援ワーキンググループ」を立ち上げ、輸出振興や農商工連携を始めとした検討を開始しました。農業の6次産業化や海外における需要拡大等、積極的に知恵を出し、農業の強化策を進めてまいります。

また、今後は製品や部品を単品で輸出するのではなく、社会インフラやシステムというパッケージの形で輸出していくことも重要です。例えば、原子力については、国際原子力開発株式会社を中心として、ベトナムでの原子力発電所建設について合意することができました。日アラブ経済フォーラムの中では、モロッコ、チュニジアとの間で、太陽エネルギー分野に関する協力事業について合意することができました。私が会議に参加して実感したのは、我が国の技術力や産業力が、外国から強い関心と期待を集

めていることでした。今後、水、鉄道、高速、衛星事業等について、関連産業の競争力強化や金融支援の強化、トップ外交の実施等により、積極的な国際展開を官民連携して推進してまいります。

次に、環境・エネルギー政策について申し上げます。昨年大いに議論されたレアアース対策は、資源の安定供給の重要性を改めて認識させるものでした。私は自ら中国に対して荷動きの早急な改善を要請するとともに、JOGMEC等を通じて海外での鉱山開発・探査を支援する等、輸入先の分散化に向けて積極的な対策を講じてまいりました。さらに、レアアースのリサイクル利用技術・代替材料開発等に全力で取り組んでまいります。今後は中長期的な視野に立ち、鉱物資源や、石油・天然ガス・石炭等の安定供給に尽力してまいります。

そして、環境・エネルギーは、我が国が強みを活かせる成長分野であり、グリーン・イノベーションによる新成長戦略の実現につなげることが重要です。我が国の省エネ・低炭素技術を今以上に効率化するための実証実験や技術開発を進めるとともに、国際的な展開を促してまいります。

また、原子力や再生可能エネルギー等、環境負荷が小さく、持続可能性が高いエネルギーも今後成長が期待される領域です。安全の確保を大前提に、原子力発電・核燃料サイクルを積極的に推進していく他、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度を導入して普及・拡大を進めてまいります。

さらに、「地球温暖化対策のための税」については、現下の厳しい経済状況の中で産業界・国民に御理解をいただくべく検討を重ね、石油石炭税を段階的に課税強化するとの成案を得ました。税収については、国民の皆様の御理解をいただきながら、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のために有効な対策に充当してまいります。

国際的な地球温暖化対策については、昨年末のCOP16で、京都議定書の単純延長には明確に反対いたしました。二国間クレジット制度等、地球規模でCO<sub>2</sub>排出量を削減する方策を具体化させ、米中印を含んだ形で、真に公平かつ実効

的な枠組み作りを進めてまいります。

最後に、中小企業対策について申し上げます。企業数の 99.7%、雇用の 7 割を占める中小企業の活性化こそ、我が国経済の活力の源泉です。中小企業の発展のため、税制改正大綱において来年度より中小軽減税率を、現行の 18% から 15% へと引き下げることとしました。

また、引き続き厳しい経済状況が続く中、公的金融機関による融資・保証により中小企業の資金繰りに万全を期すことに加えて、人材育成や技術開発、新事業展開に意欲がある中小企業に対して、全力で支援してまいります。

特に、昨年立ち上げた「中小企業海外展開支援会議」の下で、それぞれの地方経済産業局の力を借りながら関連機関と連携し、海外ミッションの派遣や海外展示会への出展等をきめ細かく支援してまいります。また、先日、私も自ら中

小企業に足を運び、生の声を伺ってまいりました。ここで聞いた声等を踏まえ、金融庁や財務省とも協力し、現地企業が日本語で相談等ができる「Japan Desk」の設置など、地銀等が JETRO や J B I C と連携して中小企業の海外展開を支援するスキームを構築することとしました。関係機関で協力し、本スキームをしっかりと実施してまいります。

これらの施策を一つ一つ着実に実行していくことこそが、我が国経済・産業を再び活性化していく足掛かりとなると確信しております。国民の皆様が、毎日の生活において安心して暮らせる社会、未来に対して夢と希望を抱いて暮らせる日本を実現するため、今年も精一杯努力してまいります。

皆様の御多幸と御健康をお祈り申し上げまして、新年の御挨拶といたします。

(本稿は 1 月 1 日付の前大臣の年頭所感です)

# 新年のご挨拶

## 年頭所感

平成23年 元旦



財団法人 JKA  
会長 下重 暁子

あけましておめでとうございます。

平素より皆様には競輪事業へのご支援、ご協力をいただき心よりお礼申し上げます。

財団法人 JKA にとりまして、昨年は激動の年となりました。

社会全体として大きな話題となりました、内閣府に設けられた行政刷新会議により行われた「事業仕分け」に、本財団も対象となりました。本財団としては、この事業仕分けでのご指摘を真摯に受け止め、7月に行われた『産構審 JKA 補助事業及び交付金還付事業のあり方検討ワーキンググループ』での議論に基づき、本財団が行う補助事業について、審査・評価基準等を、今までよりもさらなる透明性を担保するといった見直しを図ってまいりました。

また、本財団の自主的な取り組みとしても、経費の削減等を行ってまいりました。

さらには『産構審競輪事業のあり方検討小委員会』でも、引き続き検討されるものと思われま

す。こういったことを含め、これからも競輪とオートレースの補助事業はひろく社会のお役に立っていけるよう努力してまいります。

競輪の活性化策としては、女子選手による競

輪競走の実施が決定し、本年4月より日本競輪学校に入学する予定となっています。彼女たちにはファッションナブルでエンターテインメント性の高い全く新しい競輪として打ち出すことにより、若い人に興味を持ってもらい競輪場に足を運んでもらう起爆剤になればと考えています。

また、本年1月にはミッドナイト競輪が小倉競輪場で開催されます。昨今のインターネット利用環境は、午後9時以降からの利用率が高いことから、夜のひと時にインターネットを通じて、ぜひ、ゆっくりとご自宅等で競輪をお楽しみいただきたいと考えております。

さらには、競輪開催国である日本と韓国の選手による「日韓対抗戦競輪」の開催も決まり、両国のトッププロによるレースをご覧いただけることとなりました。

私ども JKA は競輪の活性化を図り、お客様に楽しんでいただけるよう、関係者一丸となり、引き続き努力してまいります。

競輪への変わらぬご支援、ご協力をお願いするとともに、本年も皆様にとりまして良い年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 認可

■平成 22・12・27 製第 1 号  
平成 22 年 12 月 28 日

財団法人 JKA 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣 大畠 章宏

「短期登録選手制度に関する業務の方法の特例に関する規程」変更の認可について

平成 22 年 12 月 24 日付け 22JKA 総務第 68 号をもって申請のありました上記の件については、自転車競技法第 26 条第 2 項の規定に基づき、認可します。

『短期登録選手制度に関する業務の方法の特例に関する規程』新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(出場期間) 第 5 条 短期登録選手が競輪に出場できる期間は <u>4 月から 9 月の 6 ヶ月</u>とする。</p> <p>(追 加)</p> <p>(競輪の出場に関わる手続の代行) 第 1 0 条 本財団は、短期登録選手が希望する場合に限り、当該短期登録選手に代わって、業務規程第 1 2 6 条第 2 項に定める参加申込及び業務規程第 1 2 7 条に定める出場できないことの申出を行うことができる。</p>	<p>(出場期間) 第 5 条 短期登録選手が競輪に出場できる期間は <u>1 月から 1 2 月までの間の 6 ヶ月以内</u>とする。</p> <p>(走行能力調査) 第 1 0 条 短期登録選手が長期にわたり競輪に出場しなかった間に、<u>UCIトラックワールドカップ等の自転車競技大会に出場し、ケイリンまたはスプリント種目においてUCIポイントを獲得した場合は、当該選手に対する業務規程第 1 4 9 条第 2 項に定める走行能力調査は実施しないこととする。</u></p> <p>(競輪の出場に関わる手続の代行) 第 1 1 条 同 左</p> <p>附 則 この規程は、経済産業大臣認可の日から施行する。</p>

## 選手

## 登録事項の変更

(22JKA 指導第 1 号の 12 平成 22 年 12 月 24 日)

県内移動 (3 名) 適用日 平成 22 年 12 月 22 日

登録番号	氏名	登録番号	氏名
12636	山崎 裕二	13391	鈴木 達也
13817	吉川 裕二		

住居表示変更 (2 名) 適用日 平成 22 年 12 月 22 日

登録番号	氏名	登録番号	氏名
10809	井上 龍雅	14687	井上 将志

## 同

(22JKA 指導第 1 号の 13 平成 23 年 1 月 7 日)

県内移動 (5 名) 適用日 平成 23 年 1 月 5 日

登録番号	氏名	登録番号	氏名
13599	大井 浩平	13795	井上 将志
13988	阿部 英光	14180	坂本 匡洋
14280	井上 公利		

## 同

(22JKA 指導第 1 号の 14 平成 23 年 1 月 14 日)

県内移動 (4 名) 適用日 平成 23 年 1 月 12 日

登録番号	氏名	登録番号	氏名
13925	黒田 篤	14059	高塩 讓次
14735	今村 俊雄	14776	川上 修平

## 同

(22JKA 指導第 1 号の 15 平成 23 年 1 月 21 日)

県内移動 (5 名) 適用日 平成 23 年 1 月 19 日

登録番号	氏名	登録番号	氏名
11074	田中 浩仁	13547	土屋 宏
14182	大川 龍二	14617	西岡 拓朗
14777	竹村 達也		

## 登録消除

(22JKA 指導第 1 号の 14 平成 23 年 1 月 14 日)

(1 名) 登録消除日 平成 23 年 1 月 6 日

府県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏名
福島	10846		A2	木野内 高

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(4 名) 登録消除日 平成 23 年 1 月 7 日

府県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏名
静岡	11265		A3	能島 義雄
千葉	11684		A2	松木 明
静岡	13422	18758	A3	中村 充寿
群馬	13544	18032	A3	内田 真澄

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(3 名) 登録消除日 平成 23 年 1 月 11 日

府県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏名
岐阜	9301	16776	A3	中嶋 直人
三重	11274		A3	佐々木 功
千葉	13563		A3	宇佐美 勉

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

## 同

(22JKA 指導第 1 号の 15 平成 23 年 1 月 21 日)

(9 名) 登録消除日 平成 23 年 1 月 13 日

府県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏名
熊本	9924		A3	岸本 元也
熊本	10148		A3	市原裕二郎
千葉	11133	14804	A3	吉野 直樹
神奈川	11492	12142	A3	齋藤 晃裕
岐阜	11512	12152	A3	吉田 喜一
愛媛	11653	12443	A3	近藤 力
栃木	13612		A3	本田 晶紀
滋賀	13725	16717	A3	河崎 恵治
埼玉	14508		A3	小久保 孟

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(5名) 登録消除日 平成23年1月14日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
茨城	9255	18976	A3	鈴木 一郎
岡山	10790	10985	A3	荒木 常広
愛知	11156	12031	A3	扇野 芳樹
福島	11459	18286	A3	佐川 康祐
福島	13918		A3	皆川 直也

(注) 適用条項は登録規則第20条1号

(2名) 登録消除日 平成23年1月18日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
三重	11030	18310	A3	地場 正樹
広島	11937	12754	A3	川崎 一彦

(注) 適用条項は登録規則第20条1号

**特別昇班**

(22JKA 指導第1号の13 平成23年1月7日)

(1名)

14653 飯山 泰行 (茨城) 98期 25才					
新級班	昇班適用日	適用期	達成までの優勝記録		
A2	H23.1.4	23年前期 24年前期	12/11~12/13 立川 1.1.①	12/20~12/22 観音寺 1.1.①	1/1~1/3 取手 1.1.①

**登録更新**

(22JKA 指導第1号の13 平成23年1月7日)

(1名) 登録更新日 平成23年1月1日

地区	府県	登録番号	氏 名
近畿	京都	8388	榊井 道弘

**出場あっせん保留**

平成22年後期審査期終了時において、本財団の「競輪に係る業務の方法に関する規程」第83条第1項第3号に定める競走成績不良による登録消除の基準に該当するものと認められますので、登録消除に係る調査及び審議を行う間、同規程第134条第1項第3号の規定により、平成23年1月5日付で当該選手に対する出場あっせんを保留しました。

(22JKA 指導第29号 平成23年1月5日)

(23名)

地区	府県	登録番号	氏 名
北日本	福島	11459	佐川 康祐
	〃	13918	皆川 直也
関東	茨城	9255	鈴木 一郎
	栃木	13612	本田 晶紀
	群馬	13544	内田 真澄
	埼玉	14508	小久保 孟
南関東	千葉	11133	吉野 直樹
	〃	13563	宇佐美 勉
	〃	14518	村田 康一
	神奈川	11492	齋藤 晃裕
	静岡	11265	能島 義雄
〃	13422	中村 充寿	
中部	愛知	11156	扇野 芳樹
	岐阜	9301	中嶋 直人
	三重	11030	地場 正樹
	〃	11274	佐々木 功
近畿	滋賀	13725	河崎 恵治
	奈良	11520	時任 賢
中四国	岡山	10790	荒木 常広
	広島	11937	川崎 一彦
	愛媛	11653	近藤 力
九州	熊本	9924	岸本 元也
	〃	10148	市原裕二郎

先頭誘導選手の認定・認定更新・認定抹消

(22JKA 指導第 1 号の 12 平成 22 年 12 月 24 日)

認定 (29 名) 認定年月日 平成 23 年 1 月 1 日

府県	認定番号	登録番号	氏名
宮城	19063	11211	秋藤 徳雄
〃	19064	13082	小泉 俊也
〃	19065	13085	吉田 雄三
山形	19066	12936	栗田 伸也
福島	19067	9735	森 人志
〃	19068	11214	小室 道幸
〃	19069	11460	鈴木 春雄
〃	19070	12481	加藤 昌和
〃	19071	14219	松本 昌士
〃	19072	14440	渡邊 正光
埼玉	19073	14147	柿沼 信也
岐阜	19074	14470	板橋 慎治
〃	19075	14471	笹山 優
大阪	19076	14098	菊谷 信一
岡山	19077	14322	片岡 迪之
〃	19078	14405	小西 康夫
〃	19079	14547	紀井 孝之
〃	19080	14548	棚橋 勉
〃	19081	14549	戸伏 康夫
〃	19082	14550	龍門慎太郎
福岡	19083	12622	堺 和之
〃	19084	12766	立石 拓也
〃	19085	13657	香月 裕二
〃	19086	14558	松尾 透
〃	19087	14624	柳詰 正宏
大分	19088	14626	江口 誉
〃	19089	14628	荘田 竜斗
〃	19090	14629	田中 輪
〃	19091	14630	利根 正明

認定更新 (74 名) 更新年月日 平成 23 年 1 月 1 日

府県	認定番号	登録番号	氏名
宮城	18623	10376	早坂 悟
〃	17669	13453	阿部 宏之
〃	17671	13526	三澤 勝成
〃	18625	13906	太田 貴之
福島	18626	10162	小磯 伸一
〃	17674	11094	橋本 豊
栃木	17679	11221	須田 雄一

栃木	18198	11978	峯 芳暁
〃	18199	13613	宗景 祐樹
〃	18200	13679	真崎新太郎
群馬	18201	11780	松島 伸安
埼玉	17680	11099	落合 実
〃	17681	11236	中田 健二
〃	16854	11990	茂木 和臣
〃	16855	12647	本田 直也
〃	14835	12868	松石 匡
〃	16856	13550	安部 達也
〃	16857	13683	福田 直樹
東京	16169	10080	古林 昭二
〃	13131	10742	小松原好明
〃	18629	11588	布施 義憲
愛知	14274	10437	田中 新悟
〃	16173	12973	武井 克敏
岐阜	15573	11621	濱口 高彰
〃	17686	13780	竹内 公亮
三重	15570	10324	野呂 尚
〃	12501	11701	加藤 純治
〃	15572	13268	小谷 文吾
〃	17687	13577	田中 大介
滋賀	17688	10906	吉岡 和彦
〃	17689	13124	齋藤 収
京都	18203	12453	中島 義之
〃	16891	13791	村上 博幸
奈良	17691	9999	鈴木 勝
〃	17692	13792	辰己 豊
和歌山	16862	13794	川西 亮介
〃	18630	14318	椎木尾拓哉
〃	18631	14319	中野 彰人
大阪	16863	10661	多田 司
〃	17695	11039	田谷 勇
〃	12504	11290	櫛 智則
〃	17696	12223	山下 茂樹
〃	16176	12374	松本 久
岡山	13136	10463	西崎 浩
〃	12510	11416	大前 寛則
〃	16864	12756	服部 仁
広島	11162	10918	齋藤 勝
山口	17698	13652	隅 直幸
徳島	13701	12474	小川 圭二
〃	13702	12540	田村 博之

高知	18632	13965	岡田 雅也
愛媛	13703	11191	松田 孝志
〃	16174	11315	三木 裕次
〃	13137	12043	大西 仁
〃	13705	12389	岡崎 昭次
〃	13706	12475	笠松 義輝
〃	13708	12477	富井 正門
〃	13709	12543	井上 勝史
〃	13711	12618	武智 尚之
〃	18633	14331	栗田 貴徳
福岡	16866	11434	池田 智明
〃	18636	12620	小田 博敏
〃	18637	12918	高松 直満
〃	18635	13145	瓦田 勝也
佐賀	15575	12920	山崎 岳志
〃	17704	13370	三槻 智清
長崎	16867	13371	足達 重満
熊本	18640	10953	北島 祐二
〃	15579	11325	西島 聡一
〃	15581	12059	深田 広治
〃	15582	12252	川藤 康雄
〃	14287	12402	時松 正
〃	14851	12554	松本 哲也
〃	18641	13822	米原 大輔

**検車員**

**平成 22 年度第 2 回競輪検車員認定試験合格者の競輪検車員認定**

「競輪に係る業務の方法に関する規程」第 46 条、及び「競輪検車員認定に関する要領」1 の規定により、競輪検車員認定試験を実施した結果、下記の者が合格しましたので「競輪検車員認定に関する要領」6 の規定に基づき、平成 23 年 2 月 1 日付として認定します。

(22JKA 競運第 89 号 平成 23 年 1 月 25 日)

(2 名)

所 属	認定番号	氏 名
本部競技部	1609	岡本 隆広
	1610	三根 永吾

認定抹消 (13 名) 抹消年月日 平成 23 年 1 月 1 日

府県	認定番号	登録番号	氏 名
宮城	17667	12487	紺野 哲也
〃	18624	13233	小松 剛之
〃	17670	13523	阿部 貴光
福島	14266	9628	遠藤 博
茨城	14830	12940	小室 貴広
〃	16165	13090	野淵 信栄
埼玉	14834	12350	宮田 達也
東京	18628	13687	角 恵成
三重	14277	11274	佐々木 功
滋賀	16861	13048	磯野 勘太
愛媛	13710	12545	南 正一
大分	18204	12999	吉田 稔
〃	18634	13519	大塚健一郎

あっせん

平成 23 年 1 月競輪出場あっせん状況

- 開催状況 (1 月あっせん対象節数)
  - G III 5 競輪場 5 節 (大宮、立川、松戸、向日町、和歌山)
  - F I 21 競輪場 24 節 (平、前橋、取手、京王閣、平塚、小田原、伊東、静岡、名古屋、豊橋、松阪、四日市、大津、向日町、岸和田、防府、松山、小松島、高知、小倉、別府)
  - F II 31 競輪場 44 節
 ※ミッドナイト競輪…小倉 1 節 (あっせん回数に含まず)
- 選手あっせん依頼数 (あっせん回数に算入しない部分の依頼数を除く)
  - S 級 1,791 人
  - A 級 1・2 班 4,068 人
  - A 級 3 班 1,980 人
  - 合計 7,839 人
- 級別選手 1 人当たり平均あっせん回数
  - S 級 2.16 回
  - A 級 1・2 班 2.37 回
  - A 級 3 班 2.47 回
- あっせん選手の交流について
 

実働選手に対するあっせん依頼数の比率は、S 級については近畿・四国地区が高く、A 級については中部・四国地区が高かった。

このため、あっせん回数の均等のほか、欠場時の対応等も勘案のうえ、あっせん選手の交流を行なった。

平成 23 年 1 月開催出場あっせん概況表

平成 22 年 12 月 7 日

区分	級班	S 級	A 級	合計
		総 人 員	839	2,544
非 実 働 人 員		12	33	45
実 働 人 員		827	2,511	3,338
あっせん回数別人員	0 回	12	33	45
	1 回	0	1	1
	2 回	690	1,483	2,173
	3 回	137	1,027	1,164
あっせん総数		1,791	6,048	7,839
一人当たり平均		2.16	2.40	2.34

※あっせん本数に参入しない部分の依頼数を除く

開催状況

- G III 大宮、立川、松戸、向日町、和歌山 (5 節)
- F I 平、前橋、取手、京王閣、平塚、小田原、伊東、静岡、名古屋、豊橋、松阪、四日市、大津、向日町、岸和田、防府、松山、小松島、高知、小倉、別府 (24 節)
- F II 31 競輪場 (44 節)

合計 73 節

平成 23 年 1 月開催競輪選手需給状況表

平成 22 年 12 月 9 日

	S 級			A 級 1・2 班			A 級 3 班			A 級合計		
	依頼数	実働数	依頼数/実働数	依頼数	実働数	依頼数/実働数	依頼数	実働数	依頼数/実働数	依頼数	実働数	依頼数/実働数
北日本	54	97	0.56	117	190	0.62	45	100	0.45	162	290	0.56
関 東	414	160	2.59	657	356	1.85	315	182	1.73	972	538	1.81
南関東	315	132	2.39	657	267	2.46	315	110	2.86	972	377	2.58
中 部	270	121	2.23	774	146	5.30	360	75	4.80	1,134	221	5.13
近 畿	360	93	3.87	414	211	1.96	180	102	1.76	594	313	1.90
中 国	54	58	0.93	306	152	2.01	180	57	3.16	486	209	2.33
四 国	162	56	2.89	477	143	3.34	225	60	3.75	702	203	3.46
九 州	162	110	1.47	666	247	2.70	360	113	3.19	1,026	360	2.85
全国計	1,791	827	2.16	4,068	1,712	2.37	1,980	799	2.47	6,048	2,511	2.40
一人当たり平均あっせん回数	2.16 回			2.37 回			2.47 回			2.40 回		

備考 本表は、地区間の選手交流計画に資するため、各地区のあっせん需要数と実働選手数の対比を示したものである。なお、あっせん回数に算入されない競輪は依頼数から除いた。

平成 23 年 2 月競輪出場あっせん計画

1. 開催状況 (2 月あっせん対象節数)
  - G II 1 競輪場 1 節  
(豊橋)
  - G III 2 競輪場 2 節  
(静岡、高松)
  - F I 23 競輪場 27 節  
(平、取手、大宮、西武園、松戸、千葉、川崎、一宮、名古屋、岐阜、豊橋、大津、奈良、和歌山、広島、防府、玉野、観音寺、松山、小倉、武雄、久留米、熊本)
  - F II 30 競輪場 44 節

※ミッドナイト競輪…小倉 1 節 (あっせん回数に含まず)
2. 選手あっせん依頼数 (あっせん回数に算入しない部分の依頼数を除く)
  - S 級 1,755 人
  - A 級 1・2 班 4,230 人
  - A 級 3 班 1,980 人
  - 合 計 7,965 人
3. 級別選手 1 人当たり平均あっせん回数
  - S 級 2.11 回
  - A 級 1・2 班 2.47 回
  - A 級 3 班 2.48 回
4. あっせん選手の交流について
 

実働選手に対するあっせん依頼数の比率は、S 級については中部・四国地区が高く、A 級についても中部・四国地区が高い。

このため、あっせん回数の均等のほか、欠場時の対応等も勘案のうえ、あっせん選手の交流を行う。

登録・認定数等

平成 23 年 1 月 1 日

項 目	現在数	摘 要	
登録選手数	3,381 名	S 級 841 名	A 級 2,540 名
		SS 18	A 1 871
		S 1 272 2 551	2 851 3 818
先頭誘導 選手数	2,439 名		
審判員数	780 名		
検車員数	831 名		

平成 23 年 2 月開催競輪選手需給計画表

平成 22 年 12 月 9 日

	S 級			A 級 1・2 班			A 級 3 班			A 級合計		
	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数
北日本	54	97	0.56	54	189	0.29	0	100	0.00	54	289	0.19
関 東	216	160	1.35	783	357	2.19	405	183	2.21	1,188	540	2.20
南関東	315	138	2.28	657	265	2.48	315	110	2.86	972	375	2.59
中 部	369	119	3.10	774	146	5.30	360	75	4.80	1,134	221	5.13
近 畿	216	92	2.35	594	212	2.80	270	102	2.65	864	314	2.75
中 国	162	58	2.79	225	151	1.49	45	56	0.80	270	207	1.30
四 国	207	56	3.70	486	141	3.45	270	58	4.66	756	199	3.80
九 州	216	111	1.95	657	246	2.67	315	114	2.76	972	360	2.70
全国計	1,755	831	2.11	4,230	1,707	2.47	1,980	798	2.48	6,210	2,505	2.47
一人当たり平均 あっせん回数	2.11 回			2.47 回			2.48 回			2.47 回		

備考 本表は、地区間の選手交流計画に資するため、各地区のあっせん需要数と実働選手数の対比を示したものである。  
 なお、あっせん回数に算入されない競輪は依頼数から除いた。

## 車券売上状況

(平成22年12月分)

競輪場名	車券売上額(円)			利用者数 (人)	開催 日数	利用者 一人平均 購買額	平成22年度累計(4月～12月)			
	合計	場外	電話投票				車券売上額	場外	利用者数	開催 日数
函館	0	0	0	0	0	0	21,057,279,300	14,258,718,500	2,675,367	62
青森	0	0	0	0	0	0	11,410,445,100	8,476,459,700	1,406,198	58
いわき平	1,592,603,900	646,433,700	827,141,500	229,953	7	6,926	18,834,686,400	12,768,842,000	1,907,629	43
弥彦	0	0	0	0	0	0	12,450,719,300	9,325,906,000	1,431,630	58
前橋	1,068,446,800	602,538,600	312,610,100	159,880	6	6,683	16,482,956,000	12,105,569,500	1,626,230	40
取手	261,916,700	99,832,700	83,280,800	55,088	3	4,755	11,267,186,400	7,810,673,100	1,242,471	37
宇都宮	699,357,800	457,486,500	122,067,100	83,962	3	8,329	15,079,038,300	10,587,335,400	1,391,205	40
大宮	562,495,100	111,352,600	159,955,400	79,762	6	7,052	5,691,854,600	2,143,583,700	744,976	42
西武園	693,759,600	182,651,400	229,076,400	103,884	6	6,678	13,071,629,800	8,665,731,800	1,359,687	43
京王閣	431,295,000	75,445,100	146,372,700	78,212	6	5,514	15,074,941,100	8,737,740,400	1,808,172	43
立川	13,155,878,900	9,845,535,100	2,640,386,600	957,805	6	13,735	20,923,265,700	13,922,107,600	1,981,288	42
松戸	548,381,400	80,577,900	177,035,300	93,346	6	5,875	8,127,874,600	2,637,844,300	1,242,649	45
千葉	1,152,836,700	804,507,000	222,937,500	164,209	6	7,021	10,962,681,300	8,118,996,000	1,248,404	40
川崎	741,811,600	197,998,500	226,797,800	127,105	6	5,836	19,537,926,500	12,483,098,500	2,148,918	44
平塚	524,368,000	125,548,800	151,537,000	80,805	3	6,489	16,525,988,200	8,738,867,600	2,059,717	43
小田原	526,081,600	78,090,800	174,690,100	74,443	6	7,067	11,368,143,000	6,915,410,300	1,153,283	43
伊東温泉	7,221,281,800	5,793,756,800	1,152,217,100	666,430	5	10,836	12,776,516,300	8,802,930,300	1,492,743	47
静岡	575,813,000	89,043,700	169,861,400	79,617	6	7,232	13,827,653,400	8,780,473,500	1,269,031	39
一宮	164,260,400	0	56,162,900	23,258	3	7,063	9,796,735,300	5,928,238,700	1,015,957	43
名古屋	662,114,300	256,033,600	160,365,400	83,548	6	7,925	3,916,505,000	973,149,300	504,304	43
岐阜	329,592,200	29,186,500	111,578,800	55,123	6	5,979	9,897,861,700	6,350,796,600	1,006,779	43
大垣	556,810,800	218,691,900	174,856,000	76,895	6	7,241	9,627,793,700	6,687,577,800	966,682	43
豊橋	133,911,100	0	52,386,700	29,684	6	4,511	8,923,368,700	6,645,249,300	902,392	40
富山	122,196,800	0	52,954,400	18,831	3	6,489	12,102,685,500	8,542,136,500	1,149,140	58
富松	350,741,400	166,368,800	102,681,200	53,398	6	6,568	8,405,302,000	6,510,181,300	867,095	37
四日市	733,497,400	191,062,300	453,197,000	101,400	4	7,234	11,840,226,100	7,201,443,700	1,383,455	37
福井	45,213,600	0	14,618,700	7,765	3	5,823	10,176,872,800	7,322,109,700	1,041,875	49
大津びわこ	171,821,600	39,145,800	65,061,900	45,632	6	3,765	13,502,475,300	9,753,815,500	1,279,503	46
奈良	528,139,400	211,106,100	182,279,600	87,158	7	6,060	12,673,029,900	9,316,805,600	1,211,719	43
京都向日町	135,229,300	32,244,400	32,875,100	19,334	3	6,994	4,076,954,200	1,882,049,700	506,098	42
和歌山	476,289,900	283,733,600	117,517,100	56,850	3	8,378	3,003,662,700	1,569,154,500	383,504	39
岸和田	766,647,300	288,006,200	267,054,200	119,278	6	6,427	4,802,830,500	2,381,520,800	642,604	42
玉野	162,903,200	55,195,700	36,957,200	25,545	6	6,377	3,209,182,300	1,885,486,700	417,620	45
広島	6,663,990,100	5,489,723,800	952,228,100	603,158	7	11,048	9,228,126,000	6,617,430,400	938,280	43
防府	162,716,700	19,346,500	114,019,700	33,218	3	4,898	8,587,156,900	6,676,378,800	871,699	43
高松	143,360,000	0	44,376,300	18,445	6	7,772	2,488,763,000	1,091,927,700	287,017	39
観音寺	310,244,600	198,594,300	64,123,200	55,061	6	5,635	7,875,554,600	6,246,565,900	785,055	31
小松島	328,183,300	221,087,600	71,652,500	43,769	3	7,498	11,458,220,100	8,967,156,500	986,457	43
高知	88,144,400	22,183,900	20,034,700	10,822	3	8,145	9,464,986,700	7,154,190,900	947,163	43
松山	1,205,050,300	391,140,300	712,270,600	194,163	6	6,206	4,123,612,500	1,653,276,500	620,980	36
小倉	12,582,133,700	9,268,929,100	2,756,588,400	1,111,506	10	11,320	18,564,529,400	11,574,967,300	2,158,496	40
久留米	147,758,800	25,125,000	48,229,000	22,153	4	6,670	10,131,965,100	7,762,572,900	1,014,470	38
武雄	682,797,900	500,041,900	126,287,600	86,518	6	7,892	11,189,224,800	9,200,300,100	1,106,625	43
佐世保	6,817,969,200	5,754,988,600	920,485,400	604,258	4	11,283	8,196,948,600	6,345,758,000	778,632	43
別府	160,782,900	27,504,600	41,801,200	19,307	6	8,328	9,623,926,600	7,029,806,200	926,629	55
熊本	115,846,400	0	18,144,400	10,179	3	11,381	10,443,782,800	7,723,061,600	962,655	37
合計	64,504,674,900	42,880,239,700	14,566,754,100	6,650,757	222	9,699	501,803,068,100	336,273,396,700	53,852,483	1,993